

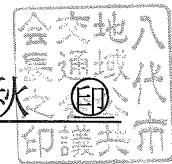
様式 9

平成 25 年度

第 1 回 八代市地域公共交通会議 会議録

平成 26 年 3 月 4 日作成

八代市地域公共交通会議 会長 永原 辰秋



【日 時】 平成 26 年 2 月 19 日 (水) 14 時～15 時：30 分

【場 所】 八代市役所 5 階大会議室 A

【出 席 者】 18 名

(敬称略)

区分	団体・役職	氏名
会長	八代市 副市長	永原 辰秋
委員	産交バス（株）八代営業所長	谷本 正己
委員	(社) 熊本県タクシー協会 専務理事	吉田 光義 代理：片岡正和
委員	八代市タクシー協会 会長	神園 喜八郎 代理：宮島正英
委員	八代市身体障害者福祉協議会 会長	渡瀬 隆
委員	坂本地域 代表	谷口 信吾
委員	千丁地域 代表	上 五雄
委員	鏡 地域 代表	堀 明
委員	東陽地域 代表	後村 新一
委員	九州運輸局熊本運輸支局 首席運輸企画専門官	桑島 隆一
委員	熊本県県南広域本部 八代地域振興局 維持管理課長	杉山 弘之 代理：末長英司
委員	八代市 土木管理課長	鶴山 信一
委員	八代警察署 交通第一課長	永井 一行
委員	熊本県立大学 環境共生学部 居住環境学科 准教授	柴田 祐
委員	八代校長会 麦島小学校校長	泉 正章
委員	熊本県 企画振興部 審議員	財津 和宏 代理：合志 敏
委員	氷川町 総務課長	河崎 澄男 代理：三浦 亨
委員	八代市 企画戦略部長	坂本 正治

【欠 席 者】

9 名

(敬称略)

区分	団体・役職	氏名
委員	(株) 麻生交通 代表取締役	麻生 伸一
委員	(社) 熊本県バス協会 専務理事	新居 唯一
委員	八代市地域婦人会連絡協議会 会長	山中 夕ミ子
委員	八代市老人クラブ連合会 会長	米田 常男
委員	八代地域 代表	徳田 武治
委員	泉 地域 代表	松永 松喜
委員	全九州産業交通労働組合 書記長	貢 博之
委員	国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所 八代維持出張所 所長	山下 正昭
委員	氷川警察署 地域交通課長	近藤 大志

【事務局】 企画戦略部 総括審議員 池田 孝則
企画戦略部 次長 福永 知規
企画政策課 課長 丸山 智子
企画政策課 課長補佐 宮川 武晴
企画政策課 主任 坂本 友和

【議題】 (1) 報告事項

【資料】 (ア) 八代市地域公共交通会議設置要綱の改正について

【資料 1-1、1-2】

(イ) 「八代市地域公共交通確保維持改善事業調査業務（仮称）」について【資料 2】

(ウ) バス路線再編後 3 年間 (H22.10～H25.9) の路線バス・乗合タクシーの利用者数と補助金額及びその推移について【資料 3-1、3-2、3-3、3-4】

(エ) 路線バス停留所名の変更について【資料 4】

(2) 協議事項

◆路線バス

1. 路線バス（乗合バス）の運賃改定について【資料 5】
2. 「宮原線」の運行時刻変更について【資料 6】

◆乗合タクシー

3. 路線不定期運行「河俣～種山線」の運行時刻変更について【資料 7】

【公開状況】 公開

【傍聴者数】 0 名

【所管課】 企画政策課 企画係 (内線 2263)

【発言要旨】

(1) 報告事項

(ア) 八代市地域公共交通会議設置要綱の改正について

<事務局説明概要>

- ・八代市地域公共交通会議設置要綱を改正し、本会議を地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会に位置付ける。
- ・法定協議会に位置付けることで、国庫補助事業の実施や「地域公共交通総合連携計画」を作成することも可能となる。

<発言要旨>

- ・意見無し

(イ) 「八代市地域公共交通確保維持改善事業調査業務（仮称）」について

<事務局説明概要>

- ・平成26年度に国土交通省の補助事業である「地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通調査事業）」を活用し、「地域公共交通総合連携計画」を策定したいと考えており、現在補助要望中である。

<発言要旨>

委員：調査事業を実施し、これまで公共交通会議で決めてきた路線バス・乗合タクシーの路線を再度見直すということか。

事務局：調査結果に応じて必要であれば路線の見直しや新たな公共交通の導入なども検討する。

委員：市全体の交通基本計画ということであれば新規路線の導入もあり得るのか。

事務局：必要であれば新規路線についても検討することになる。

会長：既存のバス路線の見直しも含めて全体を見直す中で、乗合タクシーや路線バスなどよりサービスが充実する方法を検討する。特に交通空白地域対策を重点的にやりたいということでしょうか。

事務局：はい。

熊本運輸支局：調査事業の補助率は100%となっているが、昨年度は申請件数が増え、1件当たりの補助額が減っている。今年度も多くの要望があると思われるが、全ての要望に対して予算を配分するのではなく、採用不採用を決めてある程度の補助額を確保することになる。国の予算は昨年同様2億7,000万程度の見込み。

(ウ) バス路線再編後3年間(H22.10~H25.9)の路線バス・乗合タクシーの利用者数と補助金額及びその推移について

<事務局説明概要>

- ・平成25年度のバス運行費補助金の増加は、産交バスの運行経費の増加と「種山線」「君ヶ淵線」の一部の便について運行ルートを延長したためである。
- ・平成25年度のバス利用者については、循環バスは概ね順調に増加しているが郊外路線で減少が目立ったため全体としては減少した。
- ・平成25年度の乗合タクシー利用者数は減少しているが、中学生の定期利用者が減ったことが主な要因である。

<発言要旨>

- ・意見無し

(エ) 路線バス停留所名の変更について

<発言要旨>

- ・意見無し

(2) 協議事項

◆路線バス

1. 路線バス（乗合バス）の運賃改定について

<事務局説明概要（産交バスより説明）>

- ・平成4年10月以来、20年以上運賃を据え置いていたが、路線バスの利用者が減少する一方、燃料費の高騰や老朽した車両の維持費は増加していることから、今回の運賃に改定に至った。
- ・今回の、運賃改定の内容としては、初乗り運賃が130円から150円になる。運賃の算出はこれまでどおり対距離運賃であるが、最大値上げ幅（上限）は50円となる。
- ・この改定については1月31日に国の認可を受けたところであるが、改定後の運賃に消費税増税分の3%を転嫁したものが、4月1日からの運賃となる。
- ・今回提案している11系統の運賃は、平成22年10月にバス路線の再編を行った際に公共交通会議で協議して決めた「協議運賃」であるため、変更する場合も公共交通会議に諮る必要がある。
- ・只今説明した一般路線の運賃改定と同様に協議運賃も改定することについて審議の上承認いただきたい。

<補足説明（熊本運輸支局）>

- ・協議運賃について補足すると、平成22年に路線再編した際、八代市が主体となりこの公共交通会議での協議により路線と運賃を決めていることから、変更する場合も公共交通会議で協議して決めなければならない。
- ・今回、一般路線バスの運賃を改定されることから、協議運賃も合わせて改定しなければ同じ区間で路線毎に運賃が異なる二重運賃になり、利用者の混乱を招いてしまう。そのようなことから、一般路線バスの運賃改定に合わせて、協議運賃も改定したいという趣旨で提案されているものである。

<発言要旨>

- ・意見無し

原案のとおり可決

2. 「宮原線」の運行時刻変更について

<事務局説明概要>

- ・JRのダイヤ改正に伴う乗継調整のため、平成26年4月1日より路線バス「宮原線」の平日の運行時刻を一部変更するもの。

<委員意見>

- ・意見無し

原案のとおり可決

◆乗合タクシー

3. 路線不定期運行「河俣～種山線」の運行時刻変更について

<事務局説明概要>

- ・現在、東陽地域で運行している乗合タクシーライン不定期運行「河俣～種山線」において、路線バス「種山線」との接続ができていない便があることから、円滑な乗り継ぎのために運行時刻を変更する。

<委員意見>

- ・意見無し

原案のとおり可決

会長：路線バス、乗合タクシーの変更についてご審議いただいたが、住民の生活に直結する内容なので、産交バス、事務局においては事前告知を徹底するようお願いする。

<その他>

委員：地元から要望があつていいわけではないが、東陽地域に「坂より上分校前」という停留所がある。しかし今は校舎も無いため、今後変更してほしいとの要望があつた場合どのような手続きが必要か。

事務局：支所を通してでもいいので、地元の要望を伝えていただければ変更の手続きをとりたい。

委員：坂本駅での乗合タクシーと路線バスの乗継時間が長くなる場合があると聞いている。その間の40分程度、冬場の寒い中に坂本駅で待つことになるので、もう少し短くできないか。

また、坂本駅にトイレがないことから、坂本支所や公園まで行かなければならない。特に公園は遠いので高齢者にとって移動が大変という声も聞くので、できる限り待ち時間を短くしてほしい。

事務局：ダイヤを早急に調べ、調整できるところは見直していくたい。

産交バス：バスの乗務員のトイレは、坂本公民館をお借りしているので、利用者も使用できるよう公民館へお願いしたいと思う。

坂本支所：公民館のトイレについては、土日を除き開館している時は利用可能であるが、閉館時は公園の公衆トイレをご利用いただきたい。

【審議結果】

協議事項

1. 路線バス（乗合バス）の運賃改定については、原案のとおり可決。
2. 「宮原線」の運行時刻変更については、原案のとおり可決。
3. 路線不定期運行「河俣～種山線」の運行時刻変更については、原案のとおり可決。